

【検討資料】 有価証券の保有目的区分の変更について

1 検討範囲

IASB から 2008 年 10 月 13 日に公表された IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」（改正 IAS）に照らして、我が国での取扱いを検討する。

2 論点

(1) 現行の会計基準等における取扱い

振替後 振替前	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的有価証券 ¹	【論点 1】 一定の場合、可 (実務指針 85 項)	【論点 2】 不可 (実務指針 82 項)
その他有価証券	N/A	【論点 3】 不可 (実務指針 82 項)

(注) 改正 IAS での取扱い (参照項は改正 IAS の該当項を指す)

振替後 振替前	売却可能	満期保有目的/貸付金及び債権
売買目的 (当期純利益を通じて公正価値で測定する分類)	(改正前) 不可 (改正後) 稀な状況において可 (50B 項)	(改正前) 不可 (改正後) 稀な状況において可 (50B 項)
売却可能		
貸付金及び債権	N/A	(改正前) 不可 (改正後) 一定の場合に可 (50E 項)
債券	N/A	一定の場合に可 (54 項(a))

(*)改正 IAS の適用は、2008 年 7 月 1 日から

¹ これには、金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するもの（売買目的有価証券に準じて取り扱うもの（金融商品実務指針第269項））も含まれる。

(2) 論点についての検討

【論点１】 売買目的有価証券からその他有価証券への振替

85. 売買目的有価証券への分類はその取得当初の意図に基づいて行われるものであるから、取得後におけるその他有価証券への振替は認められない。ただし、資金運用方針の変更又は法令若しくは基準等の改正若しくは適用に伴い、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券をその他有価証券に振り替えることができる。この場合、振替時の時価をもって振り替え、評価差額は損益計算書に計上する。
280. 保有目的区分が変更されるケースとして、第80項では四つの場合を挙げているが、具体的には、次のような状況が考えられる。
- (1) 資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合
企業環境等の外部要因や経営者の交替などに伴って、例えば、有価証券の短期的な売買（以下「トレーディング取引」という。）を開始することとした場合に、自己の保有するその他有価証券の一部を売買目的有価証券へ振り替えることが想定される。逆に、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券がその他有価証券に振り替えられる。ただし、売買目的有価証券の一部の銘柄のみを他の保有目的区分へ振り替えることは認められない。

(案1) 修正しない

- ・実務指針では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している（281項）。
- ・実務指針では、会社の資金運用方針等に基づき、同一銘柄の有価証券を異なる保有目的区分で保有することも認められる（59項）としているため、その一部だけ振り替えることができるとすると恣意性は避けられない。

(案2) 稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する

- ・実務指針では、有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である（59項）としている。
- ・特に、想定し得なかった市場環境の著しい変化により流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を売却することが極めて困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにしたときには、国際的な会計基準と同様に、例外的に認めてもよいのではないか。

- ・振替の恣意性が避けられないのではないかという懸念に対しては、当該会計処理に関する注記を十分に行うことなどによって対応できるのではないか。

⇒ **（案２の取扱いに基づく会計処理）**

この保有目的区分への変更においては、金融商品実務指針第 283 項に従って、振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上することになる。また、振替後のその他有価証券は、それ以外のその他有価証券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

【論点 2】 売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替

（売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への振替）

82. 満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。

（保有目的の変更が禁止される場合）

281. 本報告では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、第80項に示すとおり、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。このため、例えば、売却可能性が否定できなかったためその他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできないものとした。

（A 案）修正しない

- ・実務指針では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している（281 項）。特に、満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない（82 項）。

（B 案） 稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する

- ・実務指針では、有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である（59 項）としている。ここで売買目的有価証券は、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券であり、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有し、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われるものをいう（65 項）。しかし、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動

性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を売却することが極めて困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにし、かつ、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たすように区分処理するときには、国際的な会計基準と同様に、例外的に認めてもよいのではないか。

- ・振替の恣意性が避けられないのではないかという懸念に対しては、当該会計処理に関する注記を十分に行うことなどによって対応できるのではないか。

⇒ **(B案の取扱いに基づく会計処理)**

この保有目的区分への変更は、金融商品実務指針第 283 項に従って、振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上することになる。また、振替後の満期保有目的の債券は、他の満期保有目的の債券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

【論点 3】 その他有価証券から満期保有目的の債券への振替

(売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への振替)

82. 満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。

(保有目的の変更が禁止される場合)

281. 本報告では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、第80項に示すとおり、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。このため、例えば、売却可能性が否定できなかったためその他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできないものとした。

(甲案) 修正しない

- ・実務指針では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している（281 項）。特に、満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない（82 項）。
- ・その他有価証券（債券）は、売買目的有価証券と異なり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券ではなく、満期まで保有する可能性を含む債券である。このため、まず償却原価法を適用し、その上で、時価のある債券については、償却原価と時価との差額を評価差額（純資産の部）として処理し（74 項）、必要に応

じて減損処理する（91 項）ため、基本的に、満期保有目的の債券と損益計算への影響は同じであり、会計上、改めて保有目的区分の変更を認める必要性は乏しい。

- ・ 今回の検討が、最近の金融市場における混乱を背景にして改正 IAS が公表されたことに関する緊急的な対応であれば、当該論点は今回の改正 IAS の対象ではないことから、中長期的に検討すべきである。

（乙案）稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する

- ・ 実務指針では、有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である（59 項）としている。【論点 2】（B 案）と同様に、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を売却することが極めて困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たすように区分処理したときには、減損処理の場合を除き、その後の時価の変動を純資産の部に反映させないようにすることを例外的に認めてもよいのではないか。
- ・ 振替の恣意性が避けられないのではないかという懸念に対しては、当該会計処理に関する注記を十分に行うことなどによって対応できるのではないか。
- ・ 国際的な会計基準の取扱いに照らして、取得当初はその他有価証券に分類した債券であっても、その後、満期まで保有するという積極的な意思決定を行ったり、その能力があると認められたりしたことなどにより、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たすように区分処理したときには、稀な場合に限らず、その他有価証券から満期保有目的の債券へ振り替えることができることとすべきという意見（丙案）もあり得る。しかし、今回の検討は、最近の金融市場における混乱を背景に、改正 IAS が公表されたことに関する緊急的な対応であることから、稀な場合以外の取扱いについては、今後、金融商品会計基準自体を見直していく中での検討課題とすべきである。
- ・ 満期保有目的の債券が、満期時まで保有する目的であることを債券の取得時及び取得時以降に確認し得ることが必要である（金融商品会計基準第 72 項）ことを原則としている。この制約の下では、【論点 2】（売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替）と同様に、稀な場合であるならば、【論点 3】（その他有価証券から満期保有目的の債券への振替）も、当面の間、認められるのではないか。

⇒（乙案の取扱いに基づく会計処理）

この保有目的区分への変更は、金融商品実務指針第 283 項に従って、振替時の時価をもって振り替えるが、振替時に生じる評価差額は、その他有価証券に係る評価差額とし

2当委員会のプロジェクト計画表（平成 20 年 9 月 19 日更新）では、平成 21 年 1 月から 3 月の間に、現行の金融商品会計基準の見直しに関する論点整理を公表する予定としている。

て純資産の部に計上し、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替えることになる。また、振替後の満期保有目的の債券は、他の満期保有目的の債券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

なお、満期保有目的の債券は、原則として金利変動リスクに関するヘッジ対象とすることはできない（金融商品実務指針第 161 項）ため、当該債券に関するヘッジ会計の適用を中止する（金融商品実務指針第 180 項）こととなる。

（丙案）要件を満たした場合に振り替えられるように修正する

- ・ 国際的な会計基準の取扱いに照らして、取得当初はその他有価証券に分類した債券であっても、その後、満期まで保有するという積極的な意思決定を行ったり、その能力があると認められたりしたことなどにより、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たすように区分処理したときには、稀な場合に限らず、その他有価証券から満期保有目的の債券へ振り替えることができるとすべきである。

【論点 4】 仮に改正を行う場合の適用時期

（案イ）公表日後から

- ・ 公表日後からの適用が原則である。
- ・ 仮に遡って適用することとした場合、保有目的区分の変更の恣意性が懸念され、実際の適用における混乱とともに、（IASB の対応への反応を見れば）そのような取扱いを認めた会計基準設定主体への信頼性が損なわれる可能性がある。

（案ロ）公表日後から（ただし、一定期日後に見直す）

- ・ （案イ）の理由に加えて、保有目的区分の変更を見直すのは、最近の金融市場における混乱を背景に認められる例外的な取扱いであるため、一定期間内に存続の要否を検討すべきである。

（案ハ）条件を満たす場合には、過去の一定の日（例えば、2008 年 10 月 1 日から）

- ・ 改正 IAS では、2008 年 7 月 1 日から適用するとされている。これは、同様の取扱いが既に認められている米国会計基準との対比において、第 3 四半期（暦年ベース）に適用できるようにという配慮であったと考えられる。このような改正 IAS の取扱いに鑑みれば、日本の場合、第 3 四半期（年度ベース）の期首である 2008 年 10 月 1 日からとすることが考えられるのではないか。
- ・ しかしながら、遡って適用する際には、（改正 IAS でも示されているように）保有目的区分の変更の恣意性が懸念される。そのような遡った適用が肯定されるのは、経営管理上、事実の変化に即して既に保有目的区分の変更の意思決定を行っており、それ

を客観的に確保できるような場合のように、改正した金融商品会計基準及び金融商品実務指針が実態を反映する場合に限られる。

(まとめ)

振替後 振替前	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的有価証券	【論点 1】原則不可 (実務指針 85 項)  (案 1) 修正しない (案 2) 稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する	【論点 2】不可 (実務指針 82 項)  (A 案) 修正しない (B 案) 稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する
その他有価証券	N/A	【論点 3】不可 (実務指針 82 項)  (甲案) 修正しない (乙案) 稀な状況においては一部を振り替えられるように修正する <u>(丙案) 要件を満たした場合に振り替えられるように修正する</u>

【論点 4】適用時期 (案イ) 公表日後から
(案ロ) 公表日後から (ただし、一定期日後に見直す)
 (案ハ) 条件を満たす場合には、過去の一定の日 (例えば、2008 年 10 月 1 日から)



	【論点 1】	【論点 2】	【論点 3】	【論点 4】	公表物イメージ
組み合わせ①	案 1	A 案	甲案	N/A	減損延期の緊急対応時のようなものを示す
組み合わせ②-a	案 2	B 案	乙案	案ロ	実務対応報告で、当面の取扱いを示す
組み合わせ②-b	案 2	B 案	丙案	案ロ	
組み合わせ②-c	案 2	B 案	丙案	案ロ+案ハ	
組み合わせ③	案 2	B 案	乙案	案イ 案ハ	適用指針で、実務指針の一部改正を示す

第163回企業会計基準委員会(平成20年10月28日開催)審議事項(1)-7
「債券の保有目的区分の変更について」の一部を修正

(参考1) IAS 第39号における金融資産の保有区分とその変更

1. 金融資産の保有区分

IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」において、金融資産は以下の保有区分に分類され、評価される。

保有区分	主な要件	期末における評価
純利益を通じた公正価値測定 (FVTPL)		
売買目的保有	以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> • 短期間に売買 • 短期的利益を獲得するポートフォリオの一部 • デリバティブ 	FV (評価差額は純損益)
いわゆる FV オプション	• 会計上のミスマッチの解消等の要件を満足する場合、当初に指定	FV (評価差額は純損益)
満期保有投資	• 固定の支払額及び満期、かつ、 • 満期まで保有する意思と能力	償却原価
貸付金及び債権	• 固定の支払額及び満期、かつ、 • 活発な市場での公表価格なし (上記を満たせば有価証券(債券)でも区分可)	償却原価
売却可能金融資産	• 売却可能に指定、又は、 • 他の区分以外	FV (評価差額は OCI)

2. 保有区分の変更

(1) FVTPL 区分から償却原価で評価される区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否	振替が認められる状況	備考
FVTPL (売買目的保有 (除、デリバティブ)) →満期保有投資	稀だが、可能	• (当初の意図に反して) 短期間で売買することがなくなったこと	10月の改訂で認められた (IAS39, para. 50B)
FVTPL (売買目的保有 (除、デリバティブ)) →貸付金及び債権	可能	• (当初の意図に反して) 短期間で売買することがなくなったこと、かつ、 • 満期まで又は予見可能な将来にわたり保有する意思と能力を有すること	10月の改訂で認められた (IAS39, para. 50D)
FVTPL (FV オプション)	不可		10月の改訂で確認

→満期保有投資			(IAS39, para. 50(b))
FVTPL (FV オプション) →貸付金及び債権	不可		10月の改訂で確認 (IAS39, para. 50(b))

(2) FVTPL から売却可能金融資産区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否	振替が認められる状況	備考
FVTPL (売買目的保有 (除、デリバティブ)) →売却可能金融資産	稀だが、可能	・ (当初の意図に反して) 短期間で売買することがなくなったこと	10月の改訂で認められた(IAS39, para. 50B)
FVTPL (FV オプション) →売却可能金融資産	不可		10月の改訂で確認 (IAS39, para. 50(b))

(3) 売却可能金融資産区分から償却原価で評価される区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否	振替が認められる状況	備考
売却可能金融資産 →満期保有投資	可能	以下の場合のいずれか ・ (満期まで保有する) 意思と能力の変化 ・ いわゆるテインティン (*1) の期間が経過	IAS39, para. 54(a) (この場合、FV で振り替え、累積 OCI は残存期間にわたり実効金利法で償却。その後減損した場合は、OCI から損益へ。) (*2)
売却可能金融資産 →貸付金及び債権	可能	・ 満期まで又は予見可能な将来にわたり保有する意思と能力を有すること	10月の改訂で認められた(IAS39, para. 50E)

(*1) 企業が当期中又は直前 2 事業年度中に、満期保有投資のうち僅少とはいえない金額を、満期前に売却又は分類変更した場合には、いかなる金融資産も満期保有として分類してはならないとする取扱いのことを指す。

(*2) 固定した満期がない金融資産については、信頼性のある FV の測定値がもはや入手できないという稀な状況では、AFS のままで、OCI は売却時までそのまま計上し、減損した場合には OCI から損益とする (para. 54(b))。

（参考２）米国基準における金融資産の保有区分とその変更

1. 金融商品の保有区分

(1) 有価証券の保有区分（SFAS115）

有価証券の取得時において、以下の３区分に分類し、それを文書化する必要がある³。また、各報告日において、分類の適切性について再評価を行う（Para. 6, Para. 83）。

保有区分	主な要件	期末における評価
トレーディング目的 (Para. 12, 13)	短期間に売却することを主な目的として購入し、保有する有価証券。それは通常、活発で頻繁な売買を示し、短期の価格変動から利益を獲得する目的で行われる。	FV（評価差額は純損益）
売却可能 (Para. 12, 13)	満期保有目的に分類されない債券投資及び直ちに決定可能なFVを有する株式のうち、トレーディング目的の有価証券に分類されないもの	FV（評価差額はOCI）
満期保有目的 (Para. 7)	企業が満期まで保有する積極的な意図及び能力を有する債券投資	償却原価

(2) 貸付金の保有区分（SFAS65）

保有区分	主な要件	期末における評価
売却目的貸付金 (Para. 4, 5)	モーゲージローンのうち、下記の長期投資の要件を満たさないもの	取得原価又はFVのいずれか低い価格
長期投資目的 (Para. 5)	モーゲージ・バンキング企業が予見可能な将来又は満期に亘り、保有する能力と意図を有する貸付金	償却原価

2. 保有区分の変更

(4) トレーディング目的区分から償却原価で評価される区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否（振替が認められる状況）	振替時の処理
トレーディング目的 →満期保有投資 (SFAS115 Para. 7, 12, 15)	稀だが、可能 ⁴	FVで振り替える (未認識保有利得は戻さない)

³ ただし、持分法投資（FVオプション（SFAS第159号）を適用しなかった場合）や子会社株式、特別な会計慣行によってすべての債券及び株式投資を市場価格又はFVで評価し、評価差額を「純損益」又は「純資産の変動」に含めるようなケースは含まれない（Para. 4）。

⁴ 稀な状況（rare circumstances）に関する「SEC Speech: Remarks before the 2004 AICPA National Conference and Current SEC and PCAOB Developments」からの一部抜粋。

「トレーディング目的区分から他の区分への変更や他の区分からトレーディング目的区分への変更を行った理由として、投資戦略の変更、経済的ヘッジ活動により沿った会計上の成果の達成、経済見通しの変更によるポートフォリオの変更等が挙げられているが、SECスタッフはこれらの理由は、稀に起きる要因ではないことから、SFAS第115号における稀な状況の概念に合致する

振替元及び振替先	振替の可否（振替が認められる状況）	振替時の処理
売却目的貸付金 →長期投資目的 (SFAS65 Para. 6)	可能 (当初の意図に反して、もはや売却目的で保有していない場合で、かつ、現時点において、長期投資の要件を満たす場合)	振替時における原価とFVのいずれか低い価格で振り替える。
FV オプション →満期保有投資又は長期投資目的(SFAS115 Para. 4)	不可	

(5) トレーディング目的区分から売却可能区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否	振替時の処理
トレーディング目的 →売却可能有価証券 (SFAS115 Para. 12, 15)	稀だが、可能 ⁵	FV で振り替える（未認識保有利得は戻さない）
FV オプション →売却可能有価証券 (SFAS Para. 4)	不可	

(6) 売却可能区分から償却原価で評価される区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否	振替が認められる状況	振替時の処理
売却可能有価証券 →満期保有投資 (SFAS115 Para. 15)	可能	満期まで保有する能力と意思を有することにより、満期保有投資の要件を満たす場合	FV で振り替える（累積OCIは、残存期間にわたり、イールドの調整として償却）

ものとは考えていない。ただし、稀な状況は決して起きない(never)状況を意味するものではなく、法規制の変更を要因とした、トレーディング区分と売却可能区分間の変更が認められる可能性もあり、重要な企業結合やその他の事象が、企業の流動性ポジションや投資戦略を大きく変える場合にも、同様の変更が適切となる場合がある。しかし、このような変更が受け入れられるような事実や状況が、通常ではなく、かつ短期間に起きる可能性が極めて低い事象であることを明確に示す必要がある。」

⁵ 上記脚注参照。